

鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発するとともに、木造住宅の質、性能及び施工技術の向上を目的とした研修及び情報発信等を行うことにより、県民の住生活の向上及び地域住宅産業の振興、育成に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が実施する活動（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と同表の第3欄に掲げる基準額のいずれか低い額（千円未満は切り捨てるものとする。）以下とする。

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額
普及活動事業	県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発に要する経費 (1) 報償費(謝礼金等) (2) 旅費(講師に支給する旅費) (3) 需用費(文具・消耗品費、電気・水道等使用料、同計器使用料等の光熱水費、印刷製本費等) (4) 役務費(郵便・電信電話料、運搬料等の通信運搬費、レクリエーション災害保険料、広告料等) (5) 使用料及び賃借料(会場借上料・物品借上料等の使用料)	2,200千円を限度とする。
技術研修等事業	木造住宅の質、性能及び施工技術の向上を目的とした研修及び情報発信等に要する経費 (1) 報償費(謝礼金等) (2) 旅費(講師に支給する旅費、研修に係る旅費) (3) 需用費(消耗品費、印刷製本費等) (4) 役務費(通信費等) (5) 使用料及び賃借料(会場使用料等)	300千円を限度とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、6月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
- (2) 本補助金の2割を超える減額を伴うもの

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

事業計画（報告）書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

(単位：円)

事業概要	実施時期	事業費		補助額	備考
		事業費	補助対象経費		
普及活動事業					
技術研修等事業					
合計					

3. 補助事業期間

着手（予定）年月日

完了（予定）年月日

4. 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号

収 支 予 算 (決 算) 書

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引
計			

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引
計			

第 年 月 日

様

鳥取県知事

鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業は、・・・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金交付要綱（平成18年6月6日付第200600022859号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。